

奈良県介護事業者受付等業務委託に係る質問及び回答

項番	種別	頁	項目	質問内容	回答
1	公告文書	—	第3 失格事由 (3)	提出のあった提案書が公募手続き説明書および提案書作成要領に示された内容に適合せず、期日までに補正に応じないときとありますが、提出から添削から修正・再提出依頼までに要する期間は県庁としてどれくらいを想定されていますでしょうか。	・補正の期限は7月2日（火）の17時となります。
2	公告文書	—	第3 失格事由 (3)	提出のあった提案書が公募手続き説明書および提案書作成要領に示された内容に適合せず、期日までに補正に応じないときとあるが、提案書内容が適合しないと判断する具体的な基準は何でしょうか。	・提案書作成要領に記載している各留意事項となります。
3	公告文書	—	第3 失格事由 (3)	参加申し込み後失格となった場合、通知はいついただけますか。	・参加申し込み後失格となる場合は通知致します。最終は7月4日となります。
4	提案書作成要領	2	3 提案書作成上の留意事項（4）	印を押さない提案書9部作成することとあるが、企画提案書表紙（様式3）の事業者名など各事項が白地・未記入の物（様式3）を表紙にする認識でよろしいでしょうか。また、ファイルに綴じて「ファイル」とはフラットファイル（色指定無し）の認識でよろしいでしょうか。	・ご質問のとおりで、問題ありません。
5	提案書作成要領	2	3 提案書作成上の留意事項（5）	表題は～～とあるが、様式3を除いた内容の最初に「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託に係る提案書」と記載がある認識でよろしいでしょうか。	・ご質問の内容で、問題ありません。
6	委託業務フロー表	—	委託業務フロー表	指定難病医療費助成等受付業務及び小児慢性特定疾病医療費助成業務において各保健所の来所と郵送の割合についてご教示ください。	<p>・各保健所の来所と郵送の割合は、およそ以下のとおりです。</p> <p>【郡山保健所】</p> <p>指定難病 新規は来所50%：郵送50% 更新は来所50%：郵送50%</p> <p>小慢 新規は来所40%：郵送60% 更新は来所50%：郵送50%</p> <p>【中和保健所 本所】</p> <p>指定難病 新規は来所75%：郵送25% 更新は来所50%：郵送50%</p> <p>小慢 新規は来所85%：郵送15% 更新は来所55%：郵送45%</p> <p>【中和保健所 高田出張所】</p> <p>指定難病 来所100%</p> <p>小慢 来所100%</p>